

令和6年度

高山市除雪計画



高山市建設部維持課

目 次

高山市雪またじ基本方針	1
1. 目的	2
2. 市道除雪	2
(1) 除雪体制	2
(2) 指定積雪観測所	3
(3) 豪雪対策本部設置時（緊急体制時）の組織体制と分担任務	4
(4) 本部、支部と町内会、各地区まちづくり協議会の情報連絡ならびに協力	5
(5) 道路除雪実施区分	5
(6) 令和6年度高山市除雪延長	5
(7) 除雪出動基準	6
(8) 除雪する市道	6～7
(9) 作業方法	7
3. 雪捨て場の設置	8
4. 電柱、電線の異状等を発見した場合の連絡先	9
5. 自己所有地の除雪、雪下ろし等についての問い合わせ先	9
6. 道路除雪についての問い合わせ先	9
資料	10
災害対策本部設置法体系（資料No.1）	11
除雪対策の体系（資料No.2）	12
高山市豪雪災害対策本部設置判定基準（資料No.3）	13
災害救助運用基準（資料No.4）	14
高山市豪雪災害対策本部体制（資料No.5）	15
災害救助法、災害救助法施行令（資料No.6）	16
高山市融雪装置整備基準（資料No.7）	17～18
高山市消融雪側溝・普通型側溝整備基準（資料No.8）	19～22
令和6年度車道除雪業者一覧表	23～25
令和6年度歩道除雪業者一覧表	26

高山市雪またじ基本方針

（目 的）

第1 この基本方針は、市と市民が互いに協力し、市民ぐるみで秩序ある雪またじをはかることによって雪を克服し、明るく安全な冬期間の生活を確保することを目的とする。

（市の責務）

第2 市は、この基本方針の目的を達成するため、雪に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の責務を実施するため、特に効率的な除雪体制の確立に努めるとともに、総合的な除雪計画を作成し、その適確かつ円滑な実施を推進しなければならない。

3 市は、前項に規定する除雪計画の実施推進にあたっては、市民にその周知徹底をはかり、市民の協力を確保するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3 市民は、市または国・県が実施する雪に関する施策、特に除雪計画の推進に積極的に協力するとともに、自らの雪は自らの責任と負担において処理するという基本原則を守り、交通安全の確保を図り、市民福祉の増進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、町内会等地域の自治組織を通じ、相互に協力し、地域の実情に応じて自主的な除雪対策を実施するよう努めなければならない。

3 市民は、雪処理にあたっては、特に次のことを守らなければならない。

一、道路における交通を妨害しないよう適切な措置を講ずること。

二、河川、側溝等の流水に支障を及ぼさないよう適切な措置を講ずること。

三、街路樹及び植栽にも支障を及ぼさないよう国県市等と協力し適切な措置を講ずること。

（勧告及び禁止）

第4 市長は、除雪道路（市または国・県によって除雪される道路をいう。）に、雪が人為的に放置され、著しく道路交通の妨害となるおそれがあると認めるとき、または河川、側溝等への排雪方法が適切でないため、流水に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その雪の処理について責任がある者に対し、必要な措置をとるよう勧告するものとする。

2 市長は、排雪により道路、河川、側溝等において、前項において規定する障害のおそれがあると認めるときは、必要に応じて関係機関と協議し、区域及び日時を定め、排雪を禁止するものとする。

3 市長は、排雪及び排雪行為等により、建造物及び構築物等が破損のおそれがあると認めるとき、または危険が生じると認めるときは区域及び日時を定め、排雪を禁止するものとする。

高 山 市 除 雪 計 画

1. 目的

この計画は、「高山市雪またじ基本方針」及び「高山市地域防災計画」に基づき、冬期間の道路交通の確保について市民の積極的な協力を得ながら効果的な除雪及び路面凍結対策等を実施することにより、市民生活の安全安心を図ることを目的とする。

2. 市道除雪

(1) 除雪体制

積雪深と気象状況により、次のとおり対策本部を設置する。

体制種別	本部種別 (名称)	設置基準	本部長	副本部長	構成部署
平常体制	除雪対策本部	降雪期に設置	建設部長	維持課長	市長公室 建設部 その他必要な部
警戒体制	雪害対策本部	指定積雪観測所の1/2以上が警戒積雪深（次頁に記載）に達した場合、または気象状況、降雪状況により必要と認められる場合に設置	副市長	市長公室長 建設部長 各支所長	市長公室 総合政策部 総務部 建設部 教育部 消防部 各支部 その他必要な部
緊急体制	豪雪対策本部	いずれかの指定積雪観測所における積雪が警戒積雪深（次頁に記載）の1.5倍以上に達した場合、または気象状況、降雪状況により必要と認められる場合に設置	市長	副市長 教育長	市長公室 総合政策部 総務部 財務部 市民活動部 市民福祉部 こども未来部 医療保健部 森林・環境政策部 農政部 商工労働部 飛騨高山 プロモーション戦略部 建設部 都市政策部 水道部 会計部 議会部 教育部 消防部 各支部
特別体制	高山市豪雪災害対策本部設置判定基準（資料No. 3）による				

※構成部署の名称は、高山市地域防災計画「第1章 総則、第5節 防災組織」の「3 高山市災害対策本部の系統及び編成」による。

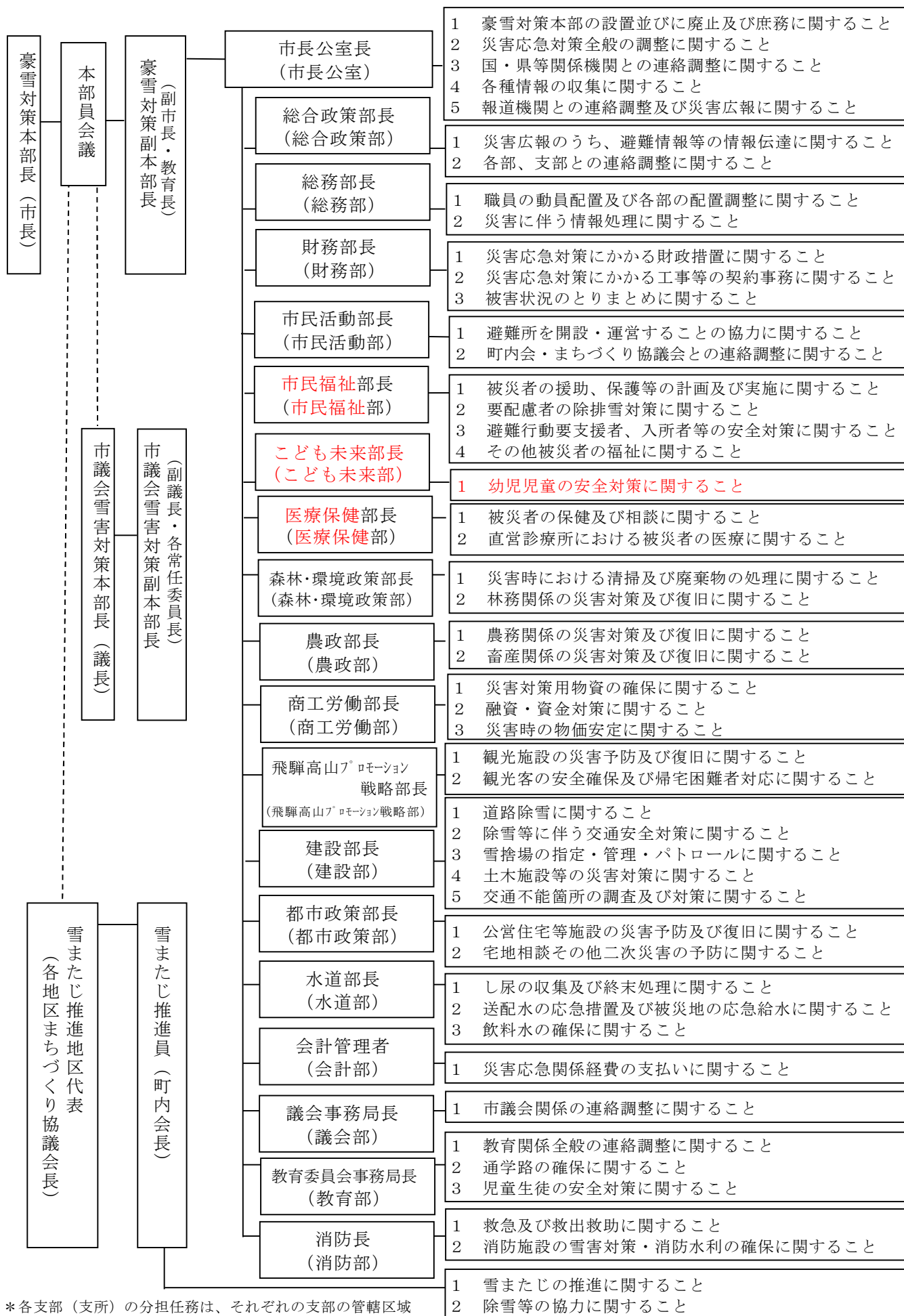
(2) 指定積雪観測所

積雪状況を把握するため、次のとおり観測所を設ける。

No.	指定積雪観測所名	観 測 地 点	警戒積雪深
1	高山地域観測所	高山市役所	6 0 cm
2	丹生川地域観測所	丹生川支所	6 0 cm
3	清見地域観測所	清見支所	9 0 cm
4	荘川地域観測所	荘川支所	1 5 0 cm
5	一之宮地域観測所	一之宮支所	6 0 cm
6	久々野地域観測所	久々野支所	6 0 cm
7	朝日地域観測所	朝日支所	6 0 cm
8	高根地域観測所	高根支所	9 0 cm
9	国府地域観測所	国府支所	6 0 cm
1 0	上宝地域観測所	上宝支所	1 5 0 cm

※積雪深とは、観測地点に自然に積もった雪の深さをいう。

(3) 豪雪対策本部設置時（緊急体制時）の組織体制と分担任務

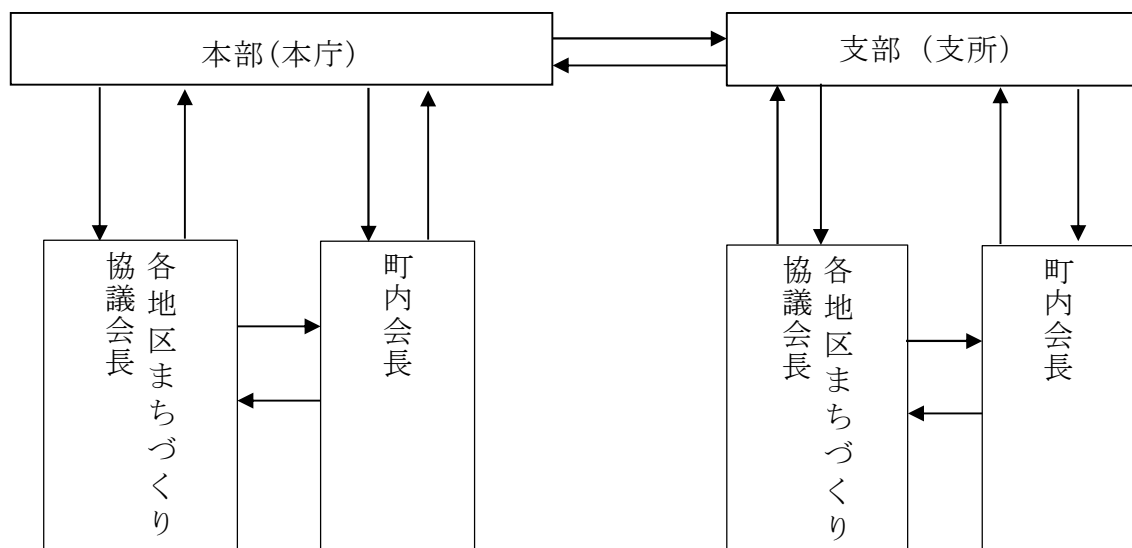


* 各支部（支所）の分担任務は、それぞれの支部の管轄区域に対して本部（本庁）の指示に基づき行うものとする。

(4) 本部、支部と町内会、各地区まちづくり協議会の情報連絡ならびに協力

- ①本部、支部と町内会、各地区まちづくり協議会は、相互協力のもと除雪計画の推進を図るものとする。
- ②本部、支部への連絡等は、町内会長、各地区まちづくり協議会長を通じて行うものとする。
- ③情報連絡は、適確かつ迅速に行うものとする。

【本部、支部と町内会、まちづくり協議会の連絡系統図】



(5) 道路除雪実施区分

国 土 交 通 省	中部縦貫自動車道 一般国道のうち、直轄指定区間
中日本高速道路(株)	東海北陸自動車道
岐 阜 県	国土交通省が管理する以外の一般国道及び 県道のうち、道路除雪実施計画書で定める道路
高 山 市	市が管理する道路のうち、除雪計画で定める道路

(6) 令和6年度高山市除雪延長

幹 線 道 路	3 2 8 k m
準幹線道路	1 8 8 k m
生 活 道 路	4 3 4 k m
歩 道	7 9 k m

(7) 除雪出動基準

①車道

- 1) 平常除雪 ・ 積雪深が10cm以上となったとき。
ただし、通勤・通学時間帯など交通混雑時は作業時間に配慮する。
- 2) 路面整正 ・ 気温低下、気温上昇、降雨等の気象条件や車両による轍掘れ等により路面状況が悪化し、通行に支障を及ぼすとき。
- 3) 拡幅除雪 ・ 平常除雪、路面整正により路側に寄せられた雪で道路が狭くなり、通行に支障を及ぼすとき。
- 4) 拡幅排雪 ・ 平常除雪、路面整正、拡幅除雪により路側に雪を寄せる場所が無くなり、以降の平常除雪等に支障を及ぼすとき。
- 5) 路面排雪 ・ 気温低下、気温上昇、降雨等の気象条件により路面状況が著しく悪化し、車輛等の通行に危険（圧雪により大きな段差が生じる、急激に緩んだ氷雪によって多数の車両がスタックするなど）が及ぶとき。ただし、緊急時（豪雪対策本部設置後）に行うことを基本とする。

②歩道

- 1) 平常除雪 ・ 積雪深が10cm以上となったとき。
ただし、通勤・通学時間帯など交通混雑時は作業時間に配慮する。
- 2) 拡幅除雪 ・ 平常除雪により路側に寄せられた雪で歩道が狭くなり、通行に支障を及ぼすとき。

③凍結防止剤散布

路面の凍結、又は圧雪により、通行に支障を及ぼすとき。

(8) 除雪する市道

以下に該当し、機械による除雪が可能な市道を除雪する。

車道は、①幹線道路、②準幹線道路、③生活道路の順で除雪を行うことを基本とする。ただし、緊急時（豪雪対策本部設置後）にあっては、国道・県道を連結する等、早期に通行を確保する必要がある幹線道路について重点的に除雪を行う。

なお、道路幅員等により除雪ができない市道の除雪は、市民の協力のもと実施する。

①幹線道路

- 1) 都市計画決定された道路で計画どおり集落と集落が結ばれている区間
ただし都市計画決定されている道路が未改良の場合は、これに代わる道路の必要な区間
- 2) 主要集落を連結する道路
- 3) 主要集落と主要公益施設等（幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、官公庁施設等）を連結する道路
- 4) 定期バス、スクールバス等の路線
- 5) 橋梁で幹線道路を連結するおおむね200m以上の間隔で配置された道路

②準幹線道路

- 1) 集落を連結する道路
- 2) 集落と主要公益施設等を連結する道路
- 3) 幹線道路で一方通行の場合は、その迂回路
- 4) 学校長の指定による通学路

③生活道路

日常的な生活のために交通を確保する必要がある道路で、幹線道路及び準幹線道路以外の道路

④上記の市道に併設されている歩道

(9) 作業方法

作業は「除雪出動基準」に従い、担当路線の除雪作業がより効率的に行えるよう作業手順、使用機械等を熟慮し、計画的な作業に努めるものとする。

日照や気温の上昇が見込まれる場合（2月以降が目安）の除雪出動については、気象予測等に基づき市が判断し、出動を指示する方法に切り替えることがある。

路面整正・拡幅除雪及び拡幅排雪、路面排雪は市の指示により行うものとする。

平常除雪により路側に寄せられた雪の処理は市民に協力を求めるものとする。

①幹線道路

午前7時を目処に、夜間から早朝にかけて作業を行う。

ただし、積雪深が10cmに達するのが早朝である等、午前7時までに作業を終えることが困難な場合は、大きな交通渋滞を起こさないよう配慮し、混雑時を避けた時間帯に引き続き作業を行う。

交通量が多く、昼間の作業が困難な道路にあっては、帰宅混雑時を避けた時間帯等に作業を行う。

②準幹線道路

幹線道路終了後、除雪を行うことを基本とする。

③生活道路

幹線道路及び準幹線道路終了後、除雪を行うことを基本とする。

④歩道

午前7時を目処に、夜間から早朝にかけて作業を行う。

ただし、積雪深が10cmに達するのが早朝である等、午前7時までに作業を終えることが困難な場合は、通学児童・生徒等歩行者の安全に配慮し、混雑時を避けた時間帯に引き続き作業を行う。

3. 雪捨て場の設置

(1) 利用時間

午前8時から午後5時まで

(2) 利用にあたってのルール

- ・利用時間を守ること。
- ・家庭ごみや土砂など、雪以外のものを捨てないこと。
- ・道路にはみ出さないように捨てること。
- ・利用時は、付近のガードレールや街路灯などに注意すること。

※ダンプトラック等による排雪は、下記の指定された雪捨て場以外では行なわないこと。

高山地域 雪捨て場所	苔川 天神橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	苔川 白馬橋～雁川原橋区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 八千代橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)
	宮川 和合橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 万人橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止) 	宮川 宮川大橋下流区域
	川上川 四十九院橋上流区域 ※2t車以下専用(大型車禁止) 	川上川 大平橋上流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止) 	大八賀川 鶴ノ巣橋下流区域 ※4t車以下専用(大型車禁止)
	宮川 桜野公園区域 	荒城川 木曾垣内区域 	■利用時間は全ての場所で 午前8時から午後5時です。

4. 電柱、電線の異状等を発見した場合の連絡先

(1) 中部電力パワーグリッド(株)

Tel 0120-985232

(2) (株)NTTフィールドテクノ 東海支店 岐阜営業所

高山フィールドサービスセンター

Tel 113 (固定電話からの連絡先)

Tel 0120-444-113 (携帯電話からの連絡先)

5. 自己所有地の除雪、雪下ろし等についての問い合わせ先

(1) 業者委託（有料）する場合の問い合わせ先

地域名	問い合わせ先	電話番号
高山地域	高山商工会議所	0577-32-0380
清見、荘川、一之宮地域	高山西商工会	0577-53-3112
久々野、朝日、高根地域	高山南商工会	0577-52-3460
丹生川、国府、上宝、 奥飛騨温泉郷地域	高山北商工会	0577-72-4130

6. 道路除雪についての問い合わせ先

路線名	問い合わせ先	電話番号
中部縦貫自動車道 国道41号	国土交通省 高山国道事務所	0577-36-3811
国道41号以外の国道 県道	高山土木事務所	0577-33-1111
	古川土木事務所 (国府、上宝、奥飛騨温泉郷)	0577-73-2911
市道	市役所維持課 各支所基盤産業課	維持課 0577-35-3340 丹生川 0577-78-1111 清見 0577-68-2211 荘川 05769-2-2211 一之宮 0577-53-2211 久々野 0577-52-3111 朝日 0577-55-3311 高根 0577-59-2211 国府 0577-72-3111 上宝 0578-86-2111

資 料

- ・ 災害対策本部設置法体系 (資料No. 1)
 - ・ 除雪対策の体系 (資料No. 2)
 - ・ 高山市豪雪災害対策本部設置判定基準 (資料No. 3)
 - ・ 災害救助運用基準 (資料No. 4)
 - ・ 高山市豪雪災害対策本部体制 (資料No. 5)
 - ・ 災害救助法、災害救助法施行令 (資料No. 6)
 - ・ 高山市融雪装置整備基準 (資料No. 7)
 - ・ 高山市消融雪側溝・普通型側溝整備基準 (資料No. 8)
-
- ・ 令和 6 年度車道除雪業者一覧表
 - ・ 令和 6 年度歩道除雪業者一覧表

災害対策本部設置法体系

高山市地域防災計画

第3章第1項第1節に定めるところにより、高山市災害対策本部を設置する。

（雪害の組織については「高山市除雪計画」に基づくものとする。）

○高山市除雪計画に定める体制（P 2 参照）

- ・ 平常体制（除雪対策本部）
- ・ 警戒体制（雪害対策本部）
- ・ 緊急体制（豪雪対策本部）
- ・ 特別体制（豪雪災害対策本部）※災害対策基本法第23条の2による

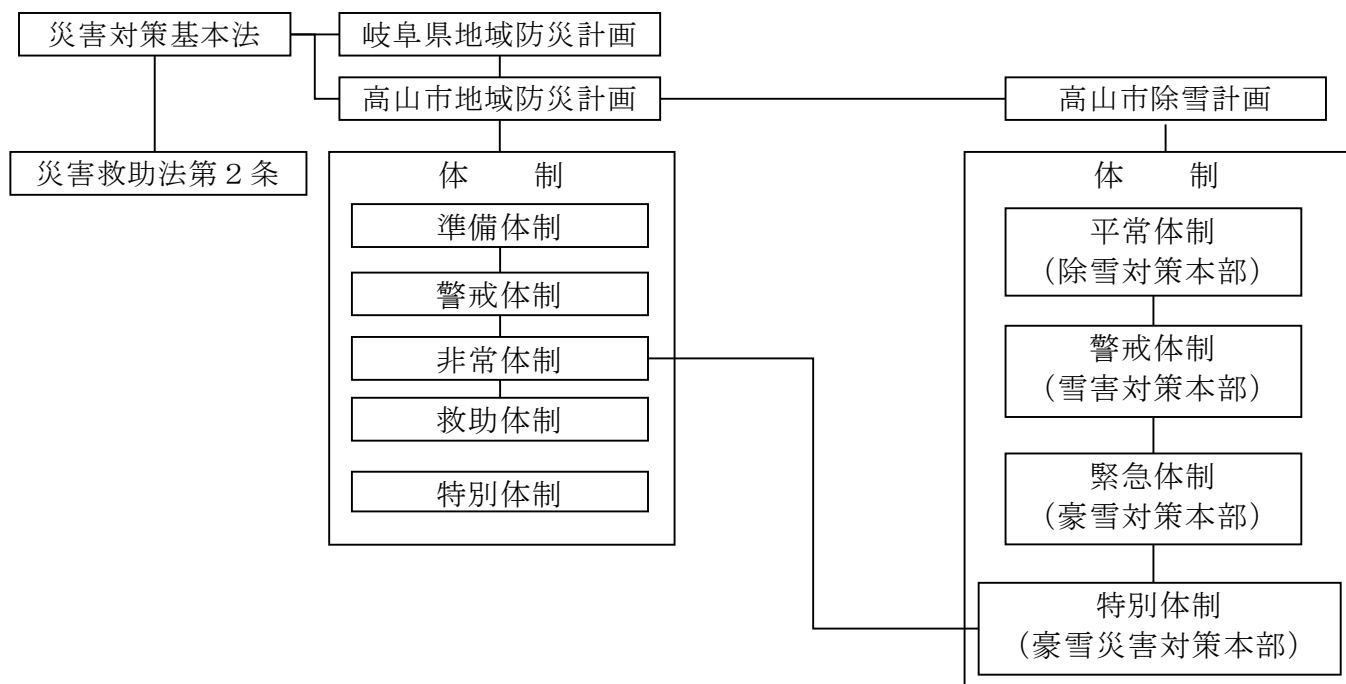
災害対策基本法（第23条の2）

市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

【一般的な設置基準】

- 1 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪、土砂災害警戒のうち、いずれかの警報が発表された場合で、市長が必要と認めた時。
- 2 暴風、大雨、洪水、大雪、暴風雪、土砂災害等による災害の発生が予想される場合、または発生した場合で、市長が必要と認めた時。

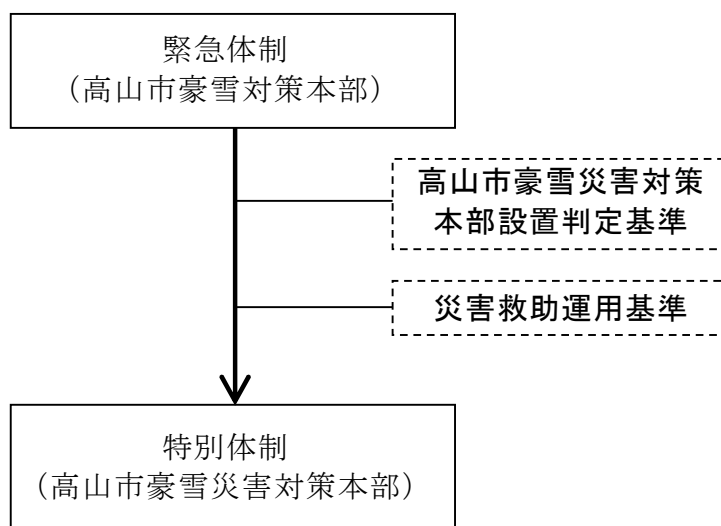
除雪対策の体系



高山市豪雪災害対策本部設置判定基準

高山市除雪計画に定める緊急体制（豪雪対策本部）から特別体制（豪雪災害対策本部）への切り替えは、次により判定する。

- 1 指定積雪観測所の1/2以上の積雪深が各警戒積雪深の1.5倍を大幅に超えた場合。
- 2 指定積雪観測所の日降雪量の連続2日合計値が70cm以上または、連続3日合計値が90cm以上程度の集中的な降雪があった場合。
- 3 積雪深・降雪量は1及び2の状態に達しないが、主要道路の不通等により食料品が不足する等、日常生活の維持が困難となった地域が発生、あるいは雪崩による住家倒壊のおそれがある等の場合。
- 4 前各号に定める事態のほか、社会秩序の維持・保全のため緊急な公的介助の必要が認められる場合。
- 5 本部長（市長）が必要と認めたときは、現地豪雪災害対策本部を設置する。この場合、現地本部長は、本部長が任命し、副本部長は部長又は支部長等とする。



※警戒積雪深とは、警戒体制や緊急体制に移行する基準として市が独自に定めた積雪深で、指定積雪観測所における毎年の積雪の深さの最大値の累年平均（最近5ヵ年以上の間における平均をいう）、及び地域の状況等を勘案して定めたもの。

災害救助運用基準

(目的)

第1 この基準は、災害対策に際して市が応急に必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2 この基準による救助は、災害救助法が適用されない災害であって次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家の滅失が災害救助法適用基準による滅失世帯数の20%に達した場合または、これに相当する被害が予想され、市長が必要と認めた場合。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は、受けるおそれが生じた場合。

2 前項に定める住家の滅失世帯の算定は、半壊又は半焼世帯2世帯をもって、床上浸水又は土砂の堆積により一時的に居住出来なくなった世帯3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した世帯1世帯とみなす。

(救助の種類)

第3 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他により食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服・寝具その他生活必需品の貸与又は給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の応急修理
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去

(救助の程度・方法及び期間)

第4 救助の程度・方法及び期間は、災害救助法に基づき県知事が定める基準に準じて行う。

高山市豪雪災害対策本部体制

高山市豪雪災害対策本部	本 部 員 会 議	本部長	市長	
		副本部長	副市長	
			教育長	
		市長公室	市長公室長	危機管理班
				秘書交流班
				広報公聴班
		総合政策部	総合政策部長	総合政策班
		総務部	総務部長	総務班
				行政経営班
				監査委員班
		財務部	財務部長	財政班
				契約管財班
				税務班
		市民活動部	市民活動部長	協働推進班
				生涯学習班
				スポーツ推進班
		市民福祉部	市民福祉部長	福祉班
				高年介護班
				市民班
		こども未来部	こども未来部長	こども政策班
		医療保健部	医療保健部長	医療政策班
				健康推進班
		森林・環境政策部	森林・環境政策部長	環境政策班
				森林政策班
		農政部	農政部長	農務班
				畜産班
		商工労働部	商工労働部長	商工振興班
		飛騨高山ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ戦略部	飛騨高山ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ戦略部長	観光班
		建設部	建設部長	建設班
				維持班
		都市政策部	都市政策部長	都市計画班
				建築住宅班
		水道部	水道部長	上水道班
				下水道班
		会計部	会計管理者	会計班
		議会部	議会事務局長	議会班
		教育部	教育委員会事務局長	教育総務班
				学校教育班
				文化財班
		消防部	消防長	消防班
				消防団班
		各支部	各支所長	地域振興班
				基盤産業班

※高山市地域防災計画（一般対策編）「災害対策本部の組織体制と分担任務」に準ずる。

災害救助法

(救助の対象)

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

災害救助法施行令

(災害の程度)

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

○別表に定める数

別表第1に定める数	市内で80世帯以上の住家が滅失した場合
別表第2に定める数	県内で1500世帯の住家が滅失した場合で、市内で40世帯以上の住家が滅失した場合
別表第3に定める数	
別表第4に定める数	県内で7000世帯以上の住家が滅失した場合

高山市融雪装置整備基準

1. 趣 旨

豪雪地域である本市において、安全で安心して快適に住めるまちの整備を進める上で融雪対策は重要な課題である。

しかし、近年の少子高齢化による人口減少や中心市街地における人口の空洞化問題が深刻であり、冬期における「雪またじ」に協力していただける市民は年々減少しつつある中、市民からの除雪・融雪への要望は、複雑・細分化しており、これら全てに対応することは困難であることから、融雪装置の基本的な整備基準を定め、計画的な整備を進める必要がある。

2. 目 的

多様化する融雪方式の特性を考慮し、地域環境に応じた融雪施設を選定することで、より効率的な融雪施設を整備し、良好な道路環境の確保を目的とする。

3. 基本方針

「自然エネルギー活用日本一」を目指す本市においては、第八次総合計画で重点プロジェクトの主な取り組みで示す「自然エネルギーの活用」及び「低酸素社会の形成」を推進することから、高山市新エネルギービジョンで対象とする「新エネルギー」を活用した、化石燃料に頼らない融雪施設整備を選定し、環境への負荷低減を図ることを基本とする。

4. 整備基準

次に掲げる基準を満たす市道において、整備を検討する。

(1) 融雪施設

- ・凍結スリップ事故が多発する急坂路（縦断勾配 6 % 以上）
- ・日交通量 1 5 0 台以上
- ・バス路線及び通学路
- ・自然・再生エネルギーが活用できる

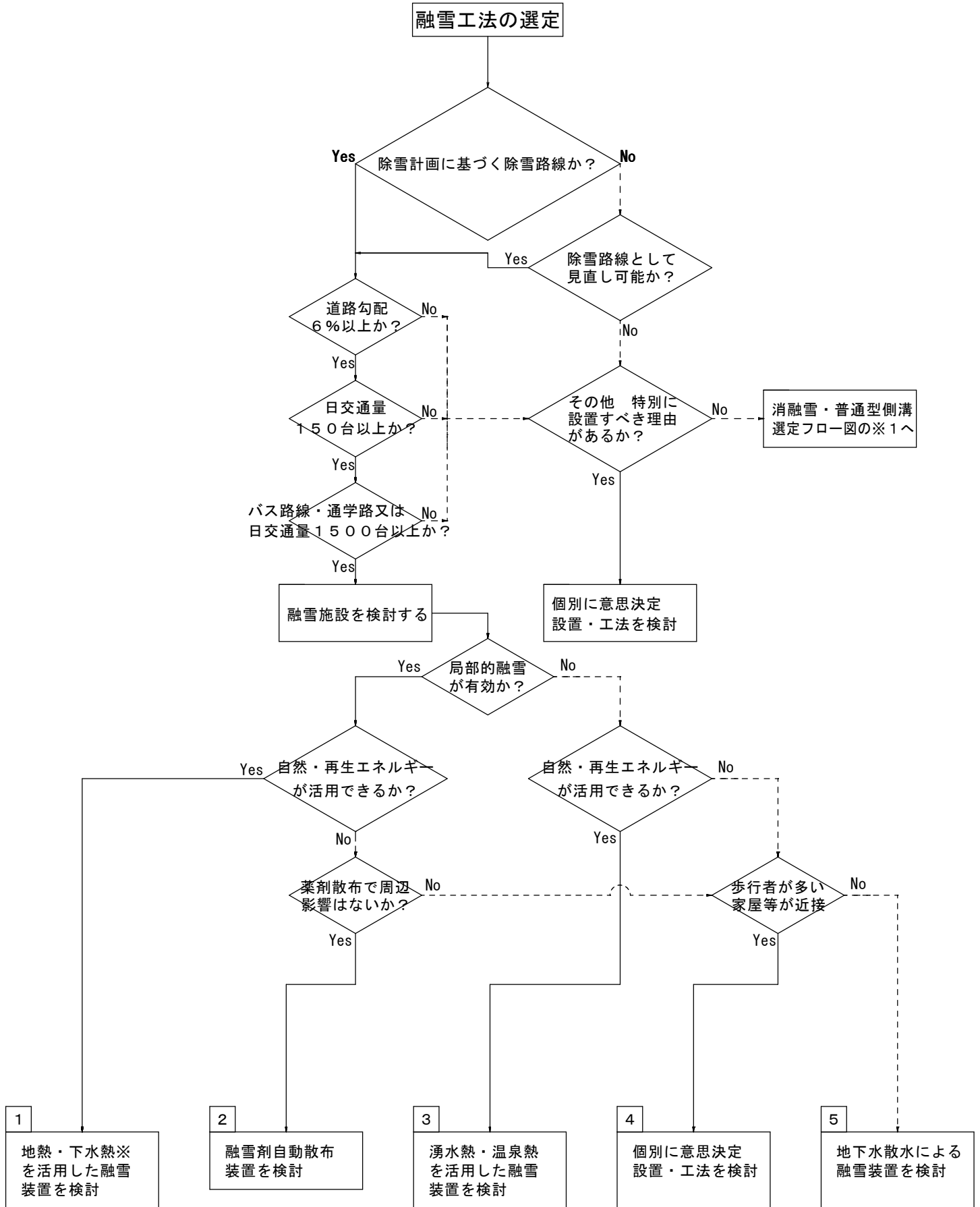
(2) 定置式融雪剤散布装置

- ・市道除雪の幹線・準幹線路線（縦断勾配 6 % 以上）
- ・日交通量 1 5 0 台以上
- ・路線バス・スクールバス路線又は日交通量 1 5 0 0 台以上
- ・設置用地が確保可能な箇所

5. 融雪方法の選定

融雪施設を選定するにあたっては、基本方針に基づき施設を選定する。（P 1 8 参照）

融雪装置 選定フロー図



※下水熱はその実効性を確認し導入を検討する。

高山市消融雪側溝・普通型側溝整備基準

1. 目的

除排雪作業の効率化や労力の軽減、安全な歩行空間の確保のため消融雪側溝や普通型側溝整備の基準を策定する。

2. 消融雪側溝設置基準

市街地区域において、高齢化、空洞化に伴い雪またじに大変苦慮している状態である。流水がある側溝の修繕を行う際には効率よく雪またじが出来るように工法（形状）を検討するものとする。

①整備の考え方

消融雪側溝を整備するには諸条件が整わなければならないため、選定フロー図（P 22）により検討する。

②消融雪側溝整備留意点

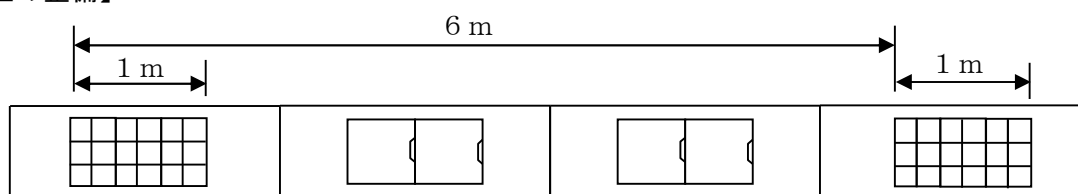
水の流れについては、高山市街地側溝・水路流水状況図のように確認しているが、季節による水量変化や地域の事情があるため現場踏査以外に、沿線住民の聞き取りにより決定する。

③整備基準

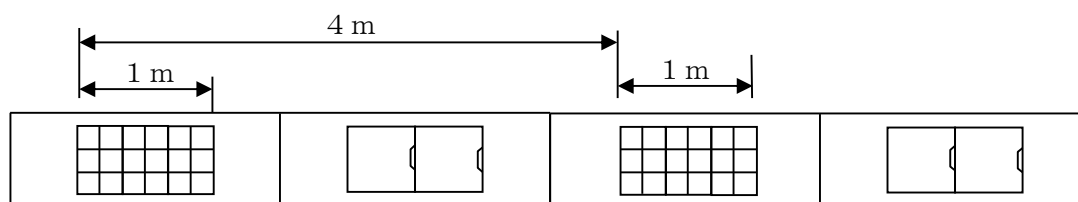
- (1) 消融雪側溝は幅が広く深いことから安全確保のため蓋を設置する。
- (2) 投雪口は1 mとし、側溝蓋は鋼製グレーチング（3枚割110度開閉式）とする。
- (3) 投雪口（鋼製グレーチング）の間隔は4 mに1箇所とする。
- (4) 消融雪側溝の幅は400 mm以上とする。

消融雪側溝（グレーチング設置方法）

【現在の整備】



【新規の整備】（中心市街地、住宅の連たん率70%以上）



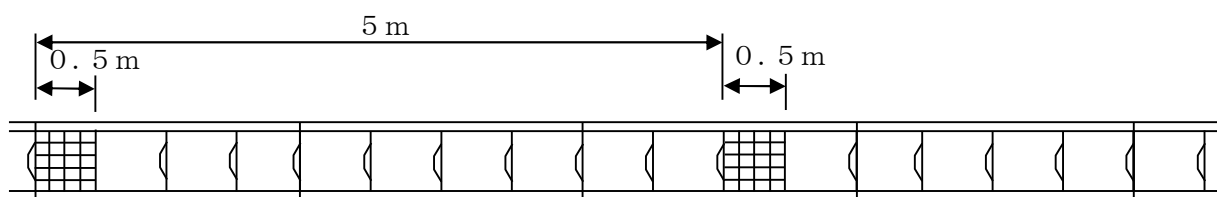
3. 流水がない箇所の側溝整備

①整備基準

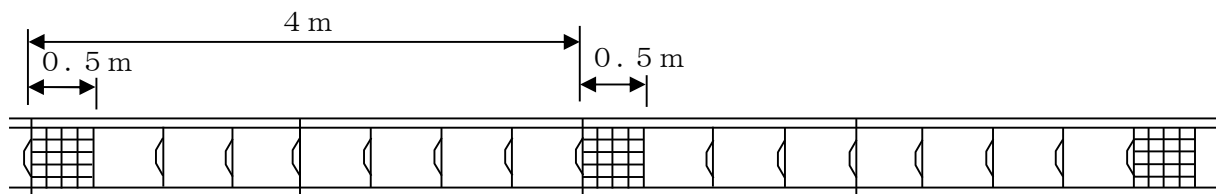
- (1)側溝に流水がない箇所は普通型側溝で整備する。
- (2)除排雪の軽減のため、通行や下流域に支障がない場合はサイズアップし施工する。
- (3)車両通行・歩行空間の安全確保の必要がある場合は蓋を設置する。
- (4)側溝蓋設置の場合、開口部はグレーチングを4 m毎に（0.5 mの110度開閉式）設置する。
- (5)住宅がない箇所の開口部は従来どおり、グレーチングを5 m毎に（0.5 m）設置する。

（PU型側溝）（グレーチング設置方法）

【現在の整備】

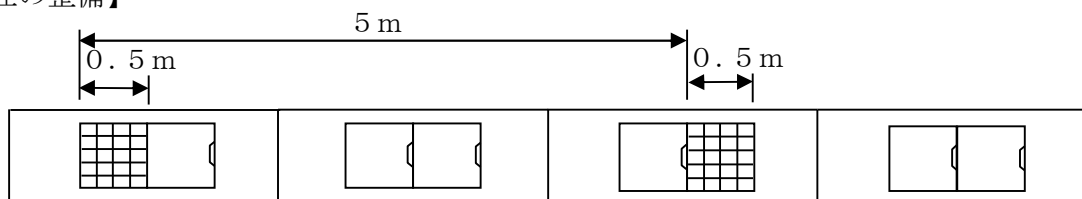


【新規の整備】

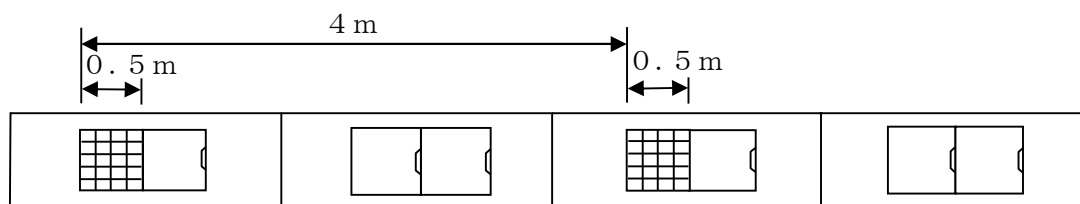


（VS型側溝）（グレーチング設置方法）

【現在の整備】



【新規の整備】



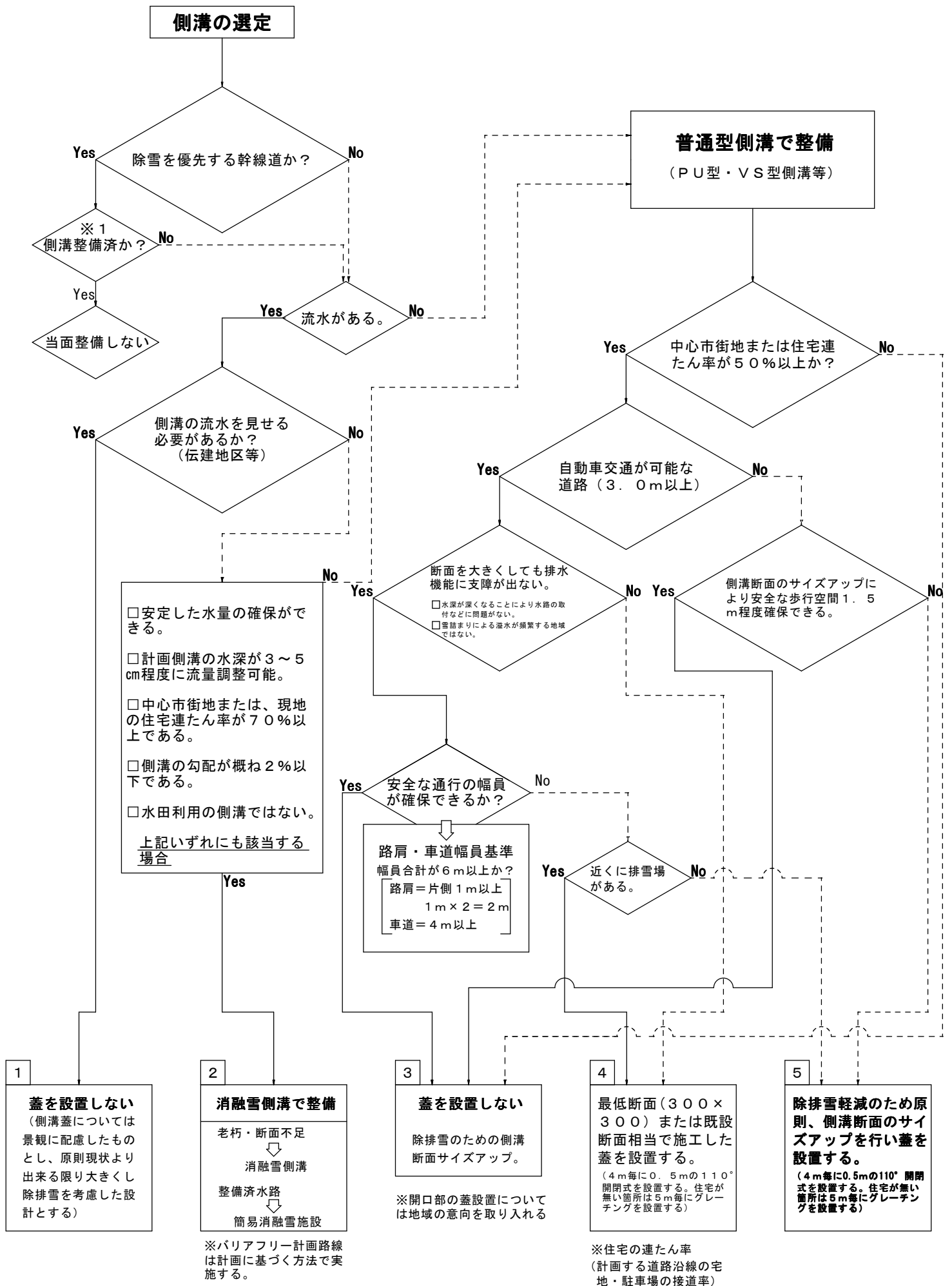
4. 側溝サイズアップの考え方

- ①路面の排水に用いる側溝の最小断面は流量計算にかかわらず、原則、幅 300mm 以上、深さ 300mm 以上とする。
- ②周囲に排雪場所がなく、断面を大きくしても下流域で用排水機能に支障が出ない場合は側溝断面をサイズアップし除排雪の軽減を図る。

5. 側溝蓋設置の考え方

- ①町並み保存地域の景観に配慮を要する（水を見せる）箇所等については景観町並保全計画に基づく方法で実施する。
- ②歩行者の転落事故防止のため、通行の安全性や除雪状況を十分考慮し、路線ごとに検討を行う。

消融雪・普通型側溝 選定フロー図



令和6年度 車道除雪業者一覧表

地域	番号	業 者 名	郵便番号	住 所	代表者名	電 話	備 考
# 高山	1	(有)あいだ造園	506-0818	江名子町3023-2	間 賢一	33-3618	歩道
	2	(株)新井組	506-0851	大新町2丁目205-10	新井 裕輔	32-2863	
	3	(株)アルプスサイン 高山営業所	506-0003	本母町63	亀谷 雪之介	34-1432	歩道・凍結防止
	4	(株)石原建材	506-0824	片野町2丁目183-1	石原 富貴	34-1700	歩道
	5	(株)市川工務店 高山支店	506-0058	山田町1130-3	村田 純二	32-1812	凍結防止
	6	井戸工業(株)	506-0046	下之切町58-5	小出 貴博	34-7045	
	7	(株)岩佐鐵工所	506-0053	昭和町3丁目78-3	岩佐 耕作	33-5588	
	8	(有)岩滝建設	506-0814	滝町272-1	兀尾 仁	31-1223	歩道
	9	大山土木(株)	506-0055	上岡本町3丁目410	大山顕寿	32-1331	
	10	岡田組	506-0041	下切町444-2	岡田 直人	33-7870	
	11	OHACO	506-0852	八幡町147-1	荘村 傑	57-9777	
	12	(株)門造園土木	506-0046	下之切町155-3	松井 良一	33-5054	歩道
	13	金子工業(株) 高山支店	506-0009	花岡町3丁目84-8	朝田 茂秋	32-3001	
	14	(株)川上土建	506-0025	天満町2丁目22-3	川上 直樹	32-3915	
	15	(株)技翔	506-0801	上野町1199-72	山下 学	36-5300	
	16	(株)金城技建	506-0051	中山町508	小坂 永二	35-0751	歩道
	17	(有)光永	506-0034	松倉町2633-1	山下 主税	36-2840	歩道
	18	坂本設備工業(株)	506-0001	冬頭町275-1	坂本 智樹	34-5709	
	19	桜木建設(株)	506-0031	西之一色町1丁目27-4	桜木 学	33-2297	
	20	(株)サクラ建設	506-0825	石浦町6丁目416-12	天童 昌代	33-4030	
	21	沢田建設工業(株)	506-0055	上岡本町8丁目312	沢田 徹弘	35-0576	
	22	(株)サンド開発	506-0035	新宮町2319-1	砂田 達也	36-4558	
	23	(株)サンロード 高山営業所	506-0043	中切町277-2	住奥 香織	75-3950	
	24	(株)嶋田建設	506-0058	山田町167-1	阪下 克幸	33-0025	
	25	(株)シモダ道路	506-0818	江名子町3200-8	下田 徳彦	34-6656	凍結防止
	26	(株)神高 高山営業所	506-0825	石浦町3丁目490	丸草 哲也	33-0369	歩道
	27	(株)杉建	506-0054	岡本町1丁目98-8	杉本 哲也	34-4400	歩道
	28	大昌建設(株)	506-0001	冬頭町729-1	平林 博巳	33-9785	歩道
	29	高橋建設(株)	506-0031	西之一色町3丁目450-2	高橋 厚生	33-6800	
	30	(有)高原建機	506-0005	七日町1丁目60-11	高原 龍士	33-1767	歩道
	31	高村建設(株)	506-0052	下岡本町3072-5	高村 正博	37-4058	
	32	(公社)高山市シルバー人材センター	506-0823	森下町1丁目208	大家 忠	32-8090	凍結防止
	33	(有)高山代行運転組合	506-0807	初田町2丁目11	西本 健祐	37-2566	
	34	(株)田川組	506-0807	三福寺町450-1	東森 大樹	32-1937	
	35	(株)テクノエコ 高山支店	506-0045	赤保木町313	中屋 信仁	35-0815	
	36	(株)トータルワーク錦	506-0035	新宮町4280-92	釜本 夕佳	36-1556	
	37	(有)中家組	506-0815	岩井町427-2	中家 宏之	31-1125	
	38	(有)西本建設	506-0802	松之木町1270-30	西本 朋広	34-3028	
	39	のくび農産	506-0824	片野町3丁目261	野首 和也	33-6492	
	40	(株)林工務店	506-0053	江名子町3246-11	林 俊宏	34-0341	
	41	(株)飛研	506-0035	新宮町3841-3	山本 佳典	35-0145	
	42	飛高建設(株)	506-0058	山田町1130-3	養 好彦	36-2522	
	43	(株)飛驒グリーン	506-0048	前原町414-1	塚本 恵一	34-1481	
	44	ヒダ道路(株)	506-0058	山田町249-4	竹腰 喜久男	36-5507	
	45	(株)平野重機	506-0802	松之木町924-1	平野 久司	34-8004	歩道
	46	(株)房村組 高山営業所	506-0058	山田町249-4	小山 文男	36-3608	歩道
	47	(株)堀川組	506-0102	清見町三日町481	堀川 伸幸	68-2910	
	48	(有)マウス技建	506-0801	上野町670-2	根津 紳一郎	34-1243	
	49	(株)鉦組	506-0811	松之木町1270-62	鉦 勇貴	32-8318	凍結防止
	50	(有)丸勇建設	506-0818	江名子町3214-5	緑川 寿夫	34-6382	歩道
	51	宮本建材(株)	506-0812	漆垣内町241-2	宮本 篤	32-2449	
	52	(有)森瓦店	506-0032	千島町376	森 孝徳	33-0018	
	53	(有)屋敷フロンティア	506-2125	丹生川町細越138-1	屋敷 祐一	78-1270	
	54	(同)TMRP	506-0001	冬頭町76-1	鈴木 愛友花	32-5096	

令和6年度 車道除雪業者一覧表

地域	番号	業 者 名	郵便番号	住 所	代表者名	電 話	備 考
丹生川	1	飛騨高山森林組合	506-0102	清見町三日町187-1	唐谷 清司	57-7670	
	2	久手観光開発(株)	506-2252	丹生川町久手446-1	宮前 勝	79-2326	
	3	久手ブルドーザー組合	506-2252	丹生川町久手177	大平 忠志	79-2035	
	4	(株)タナカ技建	506-2134	丹生川町桐山800-2	田中 直樹	78-1297	歩道
	5	(有)月出組	506-2123	丹生川町町方2017-1	月出 可人	78-1001	
	6	(有)司興業	506-2106	丹生川町柏原265-1	坂口 秀孝	78-2355	
	7	(株)ワタセ	506-2117	丹生川町根方89	渡瀬 利幸	78-1510	
	8	(有)西分土建	506-2115	丹生川町小野86-3	西分 靖史	79-2432	
	9	野口建設(株)	506-2134	丹生川町桐山141-2	野口 隆盛	78-1238	
	10	(株)洞口工務店	506-2134	丹生川町桐山671	洞口 良三	78-1555	
	11	(有)北都総合開発	506-2121	丹生川町坊方1955	西本 登	78-1697	
	12	道下建設(株)	506-2133	丹生川町北方2214	道下 毅	78-1118	凍結防止
清見	1	(有)梅地土建	506-0101	清見町牧ヶ洞476	梅地 永祐	68-2614	
	2	(株)垣源工業	506-0055	上岡本町8丁目409	垣越 亮二	33-0368	歩道[高山]
	3	(有)清高建設	506-0205	清見町夏殿43-1	岩高 勲	67-3168	
	4	(有)橋詰設備	506-0102	清見町三日町643	橋詰 哲也	68-2109	歩道
	5	(株)堀川組	506-0102	清見町三日町481	堀川 伸幸	68-2910	
	6	(株)松葉組	506-0102	清見町三日町517	松葉 悟	68-3113	
荘川	1	(有)奥美濃設備	501-5417	荘川町野々俣575	三島 富士夫	05769-2-2460	
	2	橋本建設(株)	501-5406	荘川町惣則232-1	橋本 伸一	05769-2-2020	
	3	森建設(株)	501-5411	荘川町牧戸25-1	森 真由美	05769-2-3000	凍結防止
一之宮	1	(有)稲子土建	509-3505	一之宮町4319	稲子 盛雄	53-2026	
	2	大江久生	509-3505	一之宮町3592-1	大江 久生	53-2440	
	3	(有)野口土建	509-3505	一之宮町432	野口 哲夫	53-2116	
	4	水口音秀	509-3505	一之宮町7787-6	水口 音秀	53-2537	
	5	(有)山下土建	509-3505	一之宮町794-6	山下 隆司	53-2132	
	6	一之宮工業(有)	509-3505	一之宮町1030-2	山下 晴永	53-2910	歩道
	7	(株)小坂農園	509-3505	一之宮町7870	小坂 正明	53-2819	
久々野	1	(株)青木組	509-3214	久々野町無数河1118	青木 良明	52-2106	
	2	(有)島田組	509-3205	久々野町久々野735	島田 雅樹	52-2635	
	3	(有)タニモト	509-3214	久々野町無数河1249-1	谷本 富一	52-2530	歩道
	4	ナガイ(株)	509-3203	久々野町柳島320	村上 勉	52-2239	凍結防止
	5	(株)長瀬土建	509-3205	久々野町久々野1559	長瀬 雅彦	52-2233	
	6	(有)山本商会	509-3214	久々野町無数河621-36	山本 茂樹	52-3131	
	7	(株)WATANABE	509-3205	久々野町久々野2076-2	渡辺 真治	52-2025	
	8	(有)新井建設	509-3214	久々野町無数河539-1	新井 正人	52-2063	
	9	(有)ひだ桃源郷	509-3213	久々野町渚2685	早川 重幸	52-4100	
	10	(株)アクト	509-3325	朝日町万石240	中島 喬也	55-3381	
	11	(株)小坂農園	509-3505	一之宮町7870	小坂 正明	53-2819	
朝日	1	(株)アクト	509-3325	朝日町万石240	中島 喬也	55-3381	歩道・凍結防止
	2	御嶽鈴蘭高原観光開発(株)	509-3314	朝日町西洞1628-1	谷口 潤	57-2111	凍結防止
	3	(有)フル永建設	509-3325	朝日町万石493-1	古永 浩一	55-3148	
	4	丸美産業(株)	509-3314	朝日町西洞1609-38	嶺木 一志	56-1004	
	5	(株)水口土建	509-3315	朝日町宮之前81	奥原 正一	56-1005	凍結防止
	6	(株)南組	509-3324	朝日町上ヶ見244	南 賢太郎	55-3331	凍結防止
	7	(公社)高山市シルバー人材センター	506-0823	高山市森下町1丁目208	大家 忠	32-8090	凍結防止
高根	1	(株)小坂建設	509-3403	高根町日和田1128-2	小坂 守	59-2047	
	2	(有)中田土建	509-3403	高根町日和田1081-1	中田 直太郎	59-2153	凍結防止
	3	日和田林産(有)	509-3403	高根町日和田710	上田 榮勇	59-2447	凍結防止

令和6年度 車道除雪業者一覧表

地域	番号	業 者 名	郵便番号	住 所	代表者名	電 話	備 考
国府	1	(株)石地組	509-4102	国府町八日町38	石地 隆幸	72-2277	凍結防止
	2	(株)金子土建	509-4119	国府町広瀬町1195	金子 忠士	72-3282	凍結防止
	3	川端土建(株)	509-4112	国府町鶴巢707	川端 泰弘	72-3358	
	4	(株)グリーン	509-4105	国府町菱輪392	反中 義一	72-4126	
	5	駒田利廣	509-4122	国府町名張948	駒田 利廣	72-2705	
	6	(株)塩屋建設工業	509-4124	国府町村山465	塩屋 秀典	72-4338	
	7	(有)大門興業	509-4108	国府町東門前147	大門 光明	72-3165	
	8	ヒダ道路(株)	509-4103	国府町宮地688	竹腰 喜久男	72-3839	
	9	建匠舎	509-4124	国府町村山594-6	石垣 幸一	72-4361	
	10	(株)丸技巧	509-4124	国府町村山28-1	丸山 康治	72-4340	
上宝	1	(株)アルプスサイン 高山営業所	506-0003	本母町63	亀谷 雪之介	34-1432	凍結防止
	2	(有)草円	506-1434	奥飛驒温泉郷福地831	坂下 修二	0578-89-1116	
	3	(株)金岡建設	506-1424	奥飛驒温泉郷柏当545	浦 潤	0578-89-2428	
	4	蒲田建設(株)	506-1431	奥飛驒温泉郷村上3	田丸 正則	0578-89-2453	
	5	(有)下仲組	506-1317	上宝町本郷2602	下仲 真幸	0578-86-2047	歩道
	6	(株)中林工務店	506-1432	奥飛驒温泉郷一重ヶ根200-321	中林 徹司	0578-89-2737	
	7	(有)長岡造園土木	506-1314	上宝町蔵柱1451	長岡 清	0578-86-2525	
	8	(有)原田建材	506-1432	奥飛驒温泉郷一重ヶ根816-2	原田 眞喜重	0578-89-2174	
	9	(株)ひらゆの森	506-1433	奥飛驒温泉郷平湯763-1	山田 幸一	0578-89-3338	
	10	宝興建設(株)	506-1313	上宝町在家1538	上北 一久	0578-86-2150	歩道・凍結防止
	11	美笠建設(株)	506-1423	奥飛驒温泉郷栃尾38-1	内方 光一	0578-89-2450	

令和6年度 歩道除雪業者一覧表

地域	番号	業 者	名 郵便番号	住 所	代 表 者 名	電 話	備 考
高山	1	(有)あいだ造園	506-0818	江名子町3023-2	間 賢一	33-3618	車道
	2	(有)愛樹園	506-0858	桜町125-2	堀部 徹	70-1631	
	3	(株)アルプスサイン 高山営業所	506-0003	本母町63	亀谷 雪之介	34-1432	車道・凍結防止
	4	(株)石原建材	506-0824	片野町2丁目183-1	石原 富貴	34-1700	車道
	5	(有)岩滝建設	506-0814	滝町272-1	兀尾 仁	31-1223	車道
	6	桜花園	506-0046	下之切町701	野中 憲治	33-8164	
	7	表造園	506-0043	中切町690	表 茂春	33-6369	
	8	(株)垣源工業	506-0055	上岡本町8丁目409	垣越 亮二	33-0368	車道[清見]
	9	Kazsin(カズシン)	506-0055	上岡本町1755-18	東 和彦	32-1049	
	10	(株)門造園土木	506-0046	下之切町155-3	松井 良一	33-5054	車道
	11	(株)金城技建	506-0051	中山町508	小坂 永二	35-0751	車道
	12	(株)蜘蛛手製材所	506-0824	片野町3丁目54	倉林 雅人	33-3000	
	13	(有)光永	506-0034	松倉町2633-1	山下 主税	36-2840	車道
	14	(株)神高 高山営業所	506-0825	石浦町3丁目490	丸草 哲也	33-0369	車道
	15	(株)杉建	506-0054	岡本町1丁目98-8	杉本 敏	34-4400	車道
	16	大昌建設(株)	506-0001	冬頭町729-1	平林 則夫	33-9785	車道
	17	貴工業	506-0802	松之木町323-19	大下 貴幸	35-0237	
	18	(有)高原建機	506-0005	七日町1丁目60-11	高原 武夫	33-1767	車道
	19	東成土木(株)	506-0825	石浦町3丁目501	東 俊明	35-2462	
	20	(有)中山造園	506-0053	昭和町2丁目123-4	荒木 賢二	33-8987	
	21	西田司園	506-0001	冬頭町264	西田 光保	33-0263	
	22	庭師田島	506-0003	本母町28-8	田島 亮	34-6557	
	23	(株)平野重機	506-0802	松之木町924-1	平野 久司	34-8004	車道
	24	(有)広田土木	506-0052	下岡本町1780	廣田 勇次	34-2273	
	25	(株)房村組 高山営業所	506-0058	山田町249-4	小山 文男	36-3608	車道
	26	古橋庭苑	506-0009	花岡町3丁目55	古橋 亮一	34-2020	
	27	(有)丸勇建設	506-0818	江名子町3214-5	緑川 寿夫	34-6382	車道
	28	三福塗装	506-0807	三福寺町441-4	鍛冶田 弘幸	080-5126-5649	
	29	宮本塗装	506-0058	山田町781-133	宮本 正幸	34-3174	
	30	山下技装(株)	506-0032	千島町1074-3	山下 博之	34-5343	
	31	(有)柚原庭園	506-0054	岡本町4丁目45-6	柚原 崇伸	32-5161	
丹生川	1	(株)タナカ技建	506-2134	丹生川町桐山800-2	田中 直樹	78-1297	車道
清見	1	(有)橋詰設備	506-0102	清見町三日町643	橋詰 哲也	68-2109	車道
一之宮	1	一之宮工業(有)	509-3505	一之宮町1030-2	山下 晴永	53-2910	車道
久々野	1	(有)タニモト	509-3214	久々野町無数河1249-1	谷本 富一	52-2530	車道
朝日	1	(株)アクト	509-3325	朝日町万石240	中島 喬也	55-3381	車道・凍結防止
国府	1	川端土建(株)	509-4112	国府町鶴巣707	川端 泰弘	72-3358	
	2	山本機械工業	509-4105	国府町蓑輪239	山本 啓一	72-3797	
上宝	1	宝興建設(株)	506-1313	上宝町在家1538	上北 一久	0578-86-2150	車道・凍結防止
	2	(有)下仲組	506-1317	上宝町本郷2602	下仲 真幸	0578-86-2047	車道